



川監委発第166号

令和6年1月26日

川越市長 川合善明様
川越市議会議長 山木綾子様

川越市監査委員 中沢雅生
同 石川隆二
同 小野澤康弘
同 桐野忠

定期監査及び行政監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項及び同条第2項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出する。

第1 基準に準拠している旨

本監査は、川越市監査基準に準拠し執行した。

第2 監査の対象

総合政策部

政策企画課、社会資本マネジメント課、行政改革推進課、情報政策課

保健医療部

保健医療推進課、国民健康保険課、高齢・障害医療課、保健総務課、
保健予防課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、食品・環境衛生課、
衛生検査課、健康管理課、健康づくり支援課

第3 監査の期間

令和5年9月12日から令和6年1月26日まで

第4 監査の方法

提出された資料に基づき、所属長、関係職員からその内容について説明を求め、令和5年度（4月から9月まで）の事務の執行及び財務に関する事務の執行が、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか否かを主眼として監査した（必要に応じて、上記以外の期間についても対象とした。）。

今回の監査重点事項及び主な着眼点については、以下のとおりである。

1 収入事務について

・使用料、雑入（その他雑入）を対象とし、4件以上該当する所属については、3件を抽出した。

着眼点 ①調定事務 ②徴収事務 ③滞納状況

2 現金の管理について

着眼点 ①保管状況 ②照合体制 ③納入状況

3 契約事務について

・委託契約（随意契約）を対象とし、4件以上該当する所属については、契約の内容等を考慮し、3件を抽出した。なお、必要に応じ、抽出件数を増やした。

着眼点 ①契約の方法 ②契約締結 ③契約の履行 ④関係帳票等

4 補助金の交付事務について

・4件以上該当する部署については、3件を抽出した。

着眼点 ①支出対象及び支出金額 ②支出方法の適法性、妥当性

- 5 旅費の支出事務について
着眼点 ①目的及び履行 ②旅行命令書との整合
- 6 備品管理について
・備品出納簿より3件を抽出した。
着眼点 ①台帳の整備状況 ②管理状況
- 7 情報管理について
着眼点 ①管理状況
- 8 内部統制について
着眼点 ①統制環境 ②リスクへの対応 ③体制整備

第5 監査を執行した監査委員
中沢雅生、石川隆二、小野澤康弘、桐野忠

第6 監査の結果
監査の対象となった部署における事務の執行及び財務に関する事務の執行について、以下の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

【保健医療部】

〔意見〕

- 1 現金の管理について
重度心身障害者医療費について、現金出納簿が作成されていなかった。
今後は、会計規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。
(高齢・障害医療課)

- 駐車場使用料(資金前渡)について、令和5年3月以降令和5年9月までの全月で、現金出納簿の収入額、繰越額、戻入額等に誤りがあるにもかかわらず、所属長が現金出納簿に確認印を押していた。
今後は、会計規則等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。
(健康づくり支援課)
- 2 補助金の交付事務について
川越市結核予防費補助金について、令和3年度及び令和5年度に実施した事業に関して、令和4年度の補助対象として、補助金を支出しているものが見受けられた。また、実績報告書が要綱に定められた事業完了後30日以内を超えて提出されているものが複数あった。さらに、申請書及び実績報告書

に一部記入漏れ、記入誤りがあった件について、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていないものがあった。

今後は、交付要綱等にのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(保健予防課)

3 旅費の支出事務について

日当の調整欄について、旅行命令書と旅費請求書の相違が複数あった件に関して、前回同様の注意を受けていたにもかかわらず、今回も措置されていないものがあった。

今後は、旅費の運用の手引きにのっとり、適正に事務処理を行うよう要望する。

(保健予防課)

※取扱い

指 摘： 次に該当する場合について、監査委員がその是正を求め表明する指摘事項をいう。

- (1) 合規性の観点から、法律、条例、規則等に照らして明らかに違反し、既に現実上大きな影響が発生しているもの、又はその可能性が高いもの。
- (2) 法令等に違反はないが、その妥当性（公正性、正確性、効率性、その他の財務会計上の適正性をいう。）に問題があり、明らかに不適切なものの。

意 見： 指摘には至らないものの、合規性又は妥当性の観点から何らかの課題が認められ不適切と言わざるを得ないもので、早期にその是正を行うことにより将来的に重大な影響の発生の阻止が期待されるもの、又は行政効果の拡大に繋がるもの等として監査委員が表明する所感をいう。

要 望： 「意見」とほぼ同様の意義とし、何らかの不適切な事項に対し、「あるべき姿」や「その方向性」を提示するとともに、一定の改善策又は目標値等を示しつつ、監査委員が願望として表明する所感をいう。

なお、「指摘」、「意見」に至らない程度の軽微な不適切事項等を「注意」としているが、当該注意が改善されず再度注意を受けた場合には、以降「意見」としている。